

現在の司法修習制度の概要

司法修習では、司法試験合格者である司法修習生に対し、法曹に必要な法律実務の知識、技能のほか、法曹倫理などを養成するため、実践的で体系的な専門職業教育が行われている。

司法修習は、前期集合修習（3か月）、実務修習（1年）、後期集合修習（3か月）の順序で行われ、最後に実施させる司法修習生考試に合格することにより法曹資格が与えられる。

集合修習

司法研修所に全司法修習生を集めて実施し、クラス制を採って、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の基本5科目を中心として、起案（事件記録教材に基づく基本的な法律文書の作成）の添削と講評を中心に、各種演習、講義等が行われる。

前期集合修習

大学における理論的教育から実務における実践的教育に移るための導入

後期集合修習

修習の総仕上げ。実務修習での体験内容のばらつきの補正

実務修習

司法修習生は、実際の事件処理の中で、現役の弁護士、検察官、裁判官による個別的で実践的な指導を受け、実務的な知識と技能を修得する。弁護士会（3か月）、検察庁（3か月）及び裁判所（民事裁判3か月、刑事裁判3か月）に順次配属される。

司法修習生考試（二回試験）

修習の最後に、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判、一般教養の各科目について司法修習生考試が行われる。